長野市第三次住宅マスタープラン 後期計画

(長野市住生活基本計画)

パブリック・コメントの実施要領

1 意見募集の対象

長野市第三次住宅マスタープラン後期計画(案) (長野市住生活基本計画)

2 募集期間

令和3年10月8日(金曜日)から令和3年10月29日(金曜日)まで

- 3 閲覧場所等
 - (1) 長野市役所
 - ・住宅課(第二庁舎7階)
 - ・行政資料コーナー (第一庁舎3階)
 - 各支所窓口
 - (2) 長野市ホームページ
- 4 提出方法

所定の意見書に必要事項を記入の上、以下のいずれかの方法で提出。 なお、意見記録の正確性を期すため、電話や口頭による意見などは受けつけない。

- (1) 意見・提案用紙に記入のうえ、以下のいずれかの場所に持参
 - ·住宅課(第二庁舎7階)
 - ・行政資料コーナー (第一庁舎3階)
 - · 各支所窓口
- (2) 郵送、ファクス、Eメールで提出
- (3) ながの電子申請サービスで提出
- 5 意見などの公表
 - ・提出された意見等は、長野市第三次住宅マスタープラン後期計画の参考にする。
 - ・提出された意見等は、長野市のホームページで公表する。ただし、住所や氏名等の個人に関する情報は公表しない。
 - ・提出された意見等への個別の回答はしない。